「稽古」及び「練習」の語誌的研究

南谷直利*,北野与一**

A Study of Terminological History on "KEIKO" and "RENSHŪ"

Naotoshi Minamitani *, Yoichi Kitano **

Received September 25, 2002

はじめに

わが国では、最近、新聞等で「活字離れ」を初め、「漢字力の低下」や「日本語の乱れ」など、国語の使用に係る諸問題が多々報道されている。そこには、携帯電話や電子メールなどによる通信手段の多様化、手書きを不要とするパソコンの普及を初めとしたIT革命という社会的変容が背景にあるものと考えられる。こうした点から、国語教育のより発展的な国家的規模の改善策が教育界に求められていると言える。

わが国の語誌的研究は,主として国語学系の限られた研究者たちによって推進されてきており,他の学問分野では,それらの成果を享受するのが常であった。これからは,それぞれの学問分野において,自らが慣用している用語の語誌的研究を促進していかねばならない。

研究目的・方法

本稿は、「稽古」及び「練習」の二つの語彙について、身体運動に係わって、これらの語彙の初出、語義、慣用分野の多様化及び慣用化過程等を諸文献を資・史料として検討を加えるものである。

結果と考察

本稿が対象とする「稽古」と「練習」は,多くの分野で慣用されており,体育・スポーツの世界も例外ではなく,重要な専門用語として慣用されている語彙である。

^{*}法学部 Faculty of Law

1.稽古(稽古)

(1)原義と出典

稽古の原義とその出典について,各辞典は,次のように報告している。

- ・「─古の道をかんがへる。〔書,堯典〕曰若_稽古_帝堯。(後略)」⁽¹⁾
- ・「古道を考える。[書, 尭典] 曰若三に古の帝堯を稽がふ。」⁽²⁾
- ・「(「古(いにしえ)を稽(かんが)える」の意)(中略)*書経-堯典「曰若稽_レ古帝 堯」」⁽⁴⁾

以上のように,稽古の原義とその出典に関し,辞典は一致している。つまり,その原義は,「古(古道)を稽える」であり,『書経-堯典』がその出典であった。

この原義は、その後、南朝宗時代に入り、「學問。又、學習する。練習する。」 $^{(5)}$ 、「学術を研習する。」 $^{(6)}$ 、「書を読んで学問すること。また、学んだところを復習すること。」 $^{(7)}$ の義をも生む。その転義の出典は、後漢の歴史を記した『後漢書』(恒栄伝)である。

(2)渡来と初出

前述からも分かるように,稽古は,『書経』や『後漢書』等の漢籍によってわが国に移入された漢語である。

大庭脩⁽⁸⁾は,「継体天皇の七(513)年に百済から五経博士の段楊爾が来朝し,その翌年にも五経博士の漢高安茂が来朝し(中略)欽明天皇十三(552)年には聖明王によって仏教,経論,幡蓋が贈られたのは有名だが,二年後の十五年には百済の五経博士王柳貴らが来朝し(後略)」と報告している。つまり,6世紀に入っての五経博士の幾度かの来朝によって,『書経』を初め『礼記』等の典籍が少なからず伝来したのである。いみじくも聖徳太子(574-622)による「憲法十七条」には,「『毛詩』『尚書』『礼記』(中略)などから出た語句が使用されている」という。わが国で漢字が定着し,文字による学問がレベル・アップしたのは,6世紀末から7世紀にかけての飛鳥時代である。7世紀には,3次にわたる遣隋使が,9世紀にかけては,15次の長期にわたる遣唐使が,それぞれ中国の制度や文物を移入するために派遣された。こうした使者たちは,多くのジャンルの漢籍を持ち帰り,わが国の政治,学問及び宗教などの発展に貢献したのである。寛平3(891)年頃の成立といわれている藤原佐世撰の『日本國見在書目録』(⁹⁾には,前述の『尚書』(『書経』)を初め,『禮記』や『春秋』などの五経,あるいは『漢書』や『後漢書』が記載されている。

『古事記』(712)の上巻の「序」に、「雖_歩驟各異、文質不 $_{
m au}$ 同、莫 $_{
m au}$ 不 $_{
m au}$ 程し古以繩 $_{
m au}$ 風猷於既頹 $_{
m au}$,照 $_{
m au}$ 今以補 $_{
m au}$ 典教於欲 $_{
m au}$ 始。」(歩驟各異に、文質同じからずと雖も、古を稽へて風猷を既に頽れたるに繩し、今に照らして典教を絶えむとするに補はずといふこと莫し。) $^{(10)}$ の一節が見られる。この太安万侶(? - 723)の記した「稽 $_{
m au}$ 古」が、わが国の文献上における初出と言えよう。『日本三代實録』(901)の「序」に、「臣時平等。竊惟。帝王稽 $_{
m au}$ 古。咸置 $_{
m au}$ 史官 $_{
m au}$ 。述 $_{
m au}$ 言事 $_{
m au}$ 而徵 $_{
m au}$ 原興 $_{
m au}$ 。」 $^{(11)}$ とあり、『類聚三大格』(「巻第十七」、「募賞事」、「弘仁十

三(822)年 3 月廿六日太政官符」)には,「百姓屢飢。或至 $_{
m
u}$ 死者在。夫事若 $_{
m
ot}$ 稽古 $_{
m
ot}$,國則隆泰」 $_{
m
ot}$ 32)とある。

以上のように,訓読みの「稽_レ古」は8世紀頃から,音読みの「稽古」は9世紀頃から使用されていったものと考えられる。

また,転義の「古書を読み,諸道を学ぶこと。」「書を読んで学問すること。また,学んだところを復習すること。」については,次のような事例を挙げることができる。

- ・「稽古ケイコ 学問 〔黒川本字類抄〕」⁽¹³⁾(『色葉字類抄』, 1177 1180)
- ・「臣等学非_稽古-。才闇_当今-」〔本麻文粋 八・弘仁格序 藤原冬嗣 〕,「資光者故有信朝臣三男,為_勧学院学頭-。年廿九,依 $_$ 稽古之勤 $_$,殊被 $_$ 抽賞 $_$ 也」(中右記 康和五(1103)年一二月二九日〕 $^{(14)}$

このように,平安時代(794-1192)の末期には,すでに中国の『後漢書』に現われた前述の「學問。又,學習する。練習する。」「学術を研習する。」意の「稽古」が少なくとも有識者間で慣用されていたと言える。

(3)慣用分野の多様化 武芸を中心に

武芸と多様な類語

『日本書紀』(720)に,「其兵士者。每一於一國一四分而點一其一一令」習一武事一。」(15)とある。このように,「兵士」と係わる武芸の類語は「武事」であり,600年代末期頃までは武芸という語彙は慣用されていなかったものと考えられる。700年代に入り,武芸は,以下のように,『續日本紀』(16)(797)の中に「兵士」と係わって登場する。

- ・「諸國¹兵士。國別^二分^テ爲二十番^上。每番十日。教 ^{ヘシメテ}習武藝^ラ。必使[△]齊整^{ナラ}。」(巻3, 文武天皇 慶雲元 704 年六月三日)
- · 允 3 衛士 1 者。非常 7 之設。不虞 7 之脩。必 3 頂 5 子勇健 1 應 5 堪 7 基 2 二爲 1 二兵 1 。而悉 5 皆 2 弱。亦不 $_{1}$ 習 1 二試藝 2 。徒 1 有 2 其 1 名 $_{1}$ 而不 $_{1}$ 能 1 1為 1 1年九月二日)
- ・「武藝正七位下佐伯^ノ宿祢式麻呂。」(巻8,元正天皇 養老五 721 年正月二十七日)

以上のように,「武藝」は,700年代の初め,文武天皇(在位697-707)の在位時に兵士を対象に武技を教え習わせたことと係わって用いられた語彙で,管見の限りでは,この『續日本紀』に登場した語彙が初見と考えられる。『日本大百科全書』は,武芸とは「(1)戦場において,敵を倒し,自分の身を守るための攻防の技術。武技。武術。(2)武者,侍,武士たちが日常習練すべき技芸,武道芸術,武用芸術などの略。」⁽¹⁷⁾であると定義している。なお,高橋昌明は,「武士=芸能人説に立てば」と前置きした上で,「武士は奈良・平安時代の初期から存在して」いたと指摘している⁽¹⁸⁾。

前述の『日本書紀』⁽¹⁹⁾の中では、「武事」と係わって「習」、「試練」及び「教習」などの 稽古の語類が使用されていたが、その後、武芸の稽古と係わって多くの類語が使用されていく。 例えば,「練習」 $^{(20121)}$,「調習」・「簡練」・「練」 $^{(22123)}$,「便」 $^{(24)}$,「精練」 $^{(25)}$,「學」・「選練」・「便習」・「調練」 $^{(26)}$ などの語彙が使用されたのである。なお,注目すべきは,これらの語彙が平安時代以降に多様な分野でも慣用されるようになったことである。それは,「教習」では,「教 $_{\pm}$ 習折 $_{\pm}$ 錦綾 $_{\pm}$ 」 $^{(27)}$,「皆入 $_{\pm}$ 大學 $_{\pm}$ 。分 $_{\pm}$ 教習。」 $^{(28)}$ 「教 $_{\pm}$ 習鼓角 $_{\pm}$ 」などが,「習」では,「習 $_{\pm}$ 射藝 $_{\pm}$ 」・「習 $_{\pm}$ 文章 $_{\pm}$ 」、「300 などの事例からも明らかである。こうした稽古の類語が多様な分野に慣用されていく傾向は,以下に述べる稽古の慣用分野の多様化にも深く関連するものと推知される。

稽古の慣用分野の多様化

はじめに9世紀頃(平安時代)から16世紀頃(桃山時代 1573 - 1600)までを対象に,稽古と係わる諸分野における若干の主要な事例(ア~ソ)を列挙し,検討を加えることとする。(ルビなどを省略)

- ア.「但凢厥經業不_詳習_。年代懸遠。注紀絲錯。臣等才謝_稽古_。學拙_知新_。輙呈_ 管窺_。當」,夥-紕謬_。」⁽³¹⁾
- イ.「屬至₋貞觀六年甲申歲,八月十五日₋,訓説雲披,童蒙霧散。三冬用足,百篇功成。知 - 籯金之假珍₋,感₋琢玉之眞器₋。稽古之力,不_レ可₋較量₋。」⁽³²⁾
- ウ.「圓月にくらし,滿月を虧闕せり。これ稽古のおろそかなるなり,慕古いたらざるなり。」⁽³³⁾
- エ.「予,堅ク是ヲ辭ス。其故ハ『和國ニキコヱンタメモ,學道ノ稽古ノタメモ大切ナレドモ,衆中二具眼ノ人アリテ,外國人トシテ大叢林ノ侍者タランコト,國二人ナキガ如シト難ズルコトアラン,尤モハヅベシ。』トイゝテ,書狀ヲモテ此旨ヲ伸シカバ,淨和尚,國ヲ重クシ人ヲハヅルコトヲ許シテ,更ニ請ゼザリシ也。」(34)
- オ.「はれがましき會の時は,あまりに哥數おほくよむ事不 $_{
 m
 u}$ 可 $_{
 m
 u}$ 然候歟。 稽古も初心も用意 おなじ事にて候。」 $^{(35)}$
- カ.「伏見なる所にこもりゐつゝ,馬のはせひきに身をならはし,力わざをいとなみ,武芸をぞ稽古しける。」 $^{(36)}$
- キ.「後鳥羽院の御時,信濃前司行長,稽古の譽ありけるが,樂府の御論義の番にめされて, 七徳の舞をふたつ忘れたりければ,五徳の冠者と異名をつきにけるを,心うき事にして, 學問をすてて遁世したりけるを,慈鎭和尚,一藝あるものをば下部までも召しおきて,不 便にせさせ給(ひ)ければ,この信濃(の)入道を扶持し給(ひ)けり。」⁽³⁷⁾
- ク.「此君八在位二テモ政事ヲシラセ給ハズ,又院二テ十餘年閑居シ給ヘリシカバ,稽古二アキラカニ,諸道ヲシラセ給ナルベシ。」⁽³⁸⁾
- ケ.「小笠原信濃守前司貞宗申欲 依爲武勇稽古被止尤追物御制事」(康永元 1342 年二月日)⁽³⁹⁾
- コ.「其年ノ春都良香ノ家二人集テ弓ヲ射ケル所へ菅少將ヲハシタリ。都良香,此公ハ無レ何ト,學窓二聚レ螢,稽古二無レ隙人ナレバ,弓ノ本末ヲモ知玉ハジ,(後略)」(40)
- サ.「この比は,又,あまりの大事にて,稽古多からず」⁽⁴¹⁾
- シ.「初心の者心得べき事。大かた射手は生得といひながら。(中略)如何にも射手の中にまじはりて。好稽古をいたさば。自然と射手になるべし。」(應永廿三 1416 年四月五日)(42)

- ス.「繩にて能矢を射たる時。馬出ぬとて。或は鞭かけて見せ。或はねすなきをして出す事不可有。(中略)内々稽古なとの時はさも有へき歟。」(嘉吉元 1441 年十二月廿六日)(43)
- セ.「大的稽古の時。上の方をかきにかへる事あらい。的の面へ見へぬやうに裏にてかけへき成。本的の時八かきにかくる事なし。」(永正十二 1515 年十二月 日)⁽⁴⁴⁾
- ソ.「其は終に兵法稽古仕たる事は無之候得共。此以前より二尺九寸の刀一ツを持て戰場仕。物には四十度餘り手に合候へ共。不覺を取たる義無二御座—候。」(天正五 1577 年三月 八日)⁽⁴⁵⁾

以上の事例は,われわれに幾つかの知見を提供してくれている。その一つは,先にも触れたが,平安時代に入ると「稽」古」が「稽古」と音読みされ(ア,イ),「古のことを考える」意とともに,「学問をする」ことの意とも係わりを強めていったことである。その二は,鎌倉時代(1185 - 1333)に入り,学問に係わる稽古は定着傾向を示し(キ,ク,コ),同時に学問の分野だけではなく,仏道の修行(ウ,エ)や和歌の詠作(オ),さらに武芸の修行(カ,ケ)の類義語としても用いられるようになったことである。その三は,室町時代(1336 - 1573)に入り,武芸の稽古は,「能」などの芸能に係わる稽古(サ)とともに定着を示したことである(シ,ス,セ)。

さて,なぜ鎌倉時代にこの稽古が多様な分野で慣用されるようになったのか。この点について若干の検討が必要であろう。ここには,幾つかの社会的要因が考えられるが,当時代の武家政権社会の上層を占めていた「公家」及び「武士」を中心に考えてみたい。

「文の代表たる菅原道真が弓射の嗜みを持っており,試すと百発百中であった」ことや「藤原兼家がわが子道綱に弓の師をつけた」ことなど⁽⁴⁶⁾,平安時代から鎌倉時代にかけての上流 貴族と武芸との係わりは強かった。

一方,『参軍要略抄』⁽⁴⁷⁾ に見られるように,「武士が舞人となる史実は多く」⁽⁴⁸⁾,武士は,「芸能」(「古代・中世で芸能といえば広く技芸・技術・学問などの才能能力をさしていた」⁽⁴⁹⁾)と強く結び付いていた。源義光(1045 - 1127,弓術に長じ,笙をよくした。),源頼政(1104 - 1180,和歌に長じ『源三位頼正卿集』がある。),源実朝(1192 - 1219,万葉調の歌をよくし『金槐和歌集』がある。)等⁽⁵⁰⁾の事例からも,武士と芸能との係わりの強さが読み取れる。

以上のように,武家政権社会の上層を占めていた両者のいみじくも文武両道を求めていた点に,稽古に係る文武の共通点を見出すことができるのである。なお,武士は,武芸をもって死と対決する人たちであるところから,「武芸・武術と辟邪の関連」(51)は言うまでもなく,宗教的修行とも深く結び付いて戦勝や技術の向上を求めたのである。ここにもまた,修行と稽古の類義性を見ることができる。

上記のような結び付きや類義性などを背景に,稽古は,「くり返し学ぶ・習う・練る」の意で,学問や武芸にとどまらず,宗教や芸能等の多様な分野において慣用されていったのである。ここでは事例を省略するが,室町から江戸時代(1603 - 1867)にかけ,この稽古は,その多様な分野の中で一般庶民にまで浸透し定着していったのである。

2.練習(練習,鍊習)

(1)原義と出典

練習の原義と出典について、各辞典は、次のように報告している。

- ・「學術・技藝等を稽古する。又,訓練する。〔魏志,張範傳〕士不_二素撫_一,兵不_二練習_一, 難-以成元功。〔晉書,胡母輔之傳〕父原練-習兵馬-。」⁽⁵²⁾
- ・「稽古。また,熟練。[晋書,胡母輔之伝]父原,兵馬に練習す。山濤其の才の邊任に堪 ふるを稱す。擧げられて太尉長史と爲る。」⁽⁵³⁾
- ・「学問や技芸などを繰り返し学習すること。また,一定の作業を反復して,その技術を身につけること。(中略) * 晉書 胡母輔之伝『練_習兵馬-』(54)

なお,練習の「練」と「習」について,次のような見解が見られる。

- ・「〔練〕(中略)⊖ねりぎぬ。〔説文〕練,凍繪也,从レ糸柬聲。⊜ねる。④生絲・素繪の類をひたし煑てやはらかくする。〔玉篇〕練,煑漚。(中略) ⑫きたへる。訓練する。〔北史,齊顯祖紀〕三方鼎峙,繕レ甲練レ兵。②けみする。經驗する。ためす。〔漢書,章賢傳〕音靡レ不レ練。(中略)⑤ねれる。なれる。習熟する。通曉する。〔漢書,薛宣傳〕明_習文法_,練_國制度—。(後略)」(55)、「〔習)(中略) ⊖ならふ。④雛が翼を動かしてとび方を練習する。〔説文〕習,數飛也,从レ羽白聲。(中略) ⑫くりかへして行ふ。復習する。練習する。〔論語,學而〕學而時習レ之。②まなぶ。〔呂覽,審己〕退而習レ之。(中略) ⑤をさめる。〔易,坤〕不レ習无レ不レ利。(後略)」(56)
- ・「〔練〕(中略)〔説文〕 $^{+=\perp}$ に『 † でいたる繪をなり』、また〔玉篇〕に『煮て \mathbb{Z}_{0}^{\bullet} のなり』とあり、熱して糸を柔らかにすることをいう。(中略)それより練習・錬磨など、習練の意となる。」「〔習〕(中略)〔説文〕 \mathbb{Z}_{0}^{\bullet} に『數ゝ \mathbb{Z}_{0}^{\bullet} に『數ゝ \mathbb{Z}_{0}^{\bullet} に『數ゝ \mathbb{Z}_{0}^{\bullet} にで数った器。これを羽で摺すってくりかえし、その呪能を発することを促す行為を習という。」 $^{(57)}$

以上の三者の共通点は、「練」は「煮て柔らかくする」意であり、「習」は「くりかえす行為」の意であり、最初の辞典の報告事例も示すように、練習の原義は、「ある行為を上達するようくり返したり、また、くり返してある技術を身につける行為」であり、その出典は、『魏志』や『晉書』であった。こうした点から、練習という語彙は、3世紀から7世紀にかけて「兵馬」や「武芸」に係わって慣用された漢語であり、稽古よりも若干新しく、かつその誕生の趣も異なる語彙であったと言える。

(2)渡来と初出

9世紀頃までに中国からわが国にある事象や文字・言語等が移入されていたかの確認に重要な資・史料となっている文献には,先にも掲げたが,藤原佐世撰の『日本國見在書目録』があ

る。ここには,『三國史』(『魏志』)及び『晉書』が著録されており,兵書の中には,練習の語彙を書名に掲げた『練習令』も著録されていた⁽⁵⁹⁾。こうした点からも明らかなように,練習は,平安時代前期頃までに日本に移入されていた漢籍とともに渡来した語彙なのである。

平安時代前期頃までの文献,特に編年史に係る文献によって練習を探し求めたとき,先の「稽古」の項でも若干触れたが,『續日本紀』(797),『日本三代實録』(901)及び『類聚三代格』(成立年未詳)の中に以下のような記述が見られた。

- ・「簡_下點伊勢。近江。美濃。越前等四國郡司子弟及百姓。年卌巳下廿巳上練 $_{-}$ 習弓馬 $_{-}$ 者 $_{-}$ 。 以 $_{-}$ 健兒 $_{-}$ 。」 $^{(60)}$
- ·「對馬嶋司進_新羅消息日記。并彼國流來七人—。府須_依 $_$ 例給 $_$ 粮放却—。但菉尓新羅。 凶毒狼戾。亦廼者對馬嶋人卜部乙屎麿。被 $_$ 禁_彼國—。脱 $_$ 獄遁歸。説 $_$ 7彼練 $_$ 習兵士—之 $_$ 狀 $_$ 8。若彼疑 $_$ 2洩語—。爲 $_$ 7 $_$ 9。一二氣色—差 $_$ 2遣七人—。詐稱 $_$ 6年)。。。。。
- ・「太政官符

右得二太宰府解—偁。少貳從五位上淸原眞人令望條偁。撿二案內—。太政官去貞觀十一年十二月五日苻偁。夷俘五十人爲二一番—。充二機急之脩—者。而今新羅凶賊屡侵二邊境—。赴 $_{
m L}$ 征之兵勇士猶乏。件夷俘徒在二諸國—。不 $_{
m L}$ 随二公役—。繁息經 $_{
m L}$ 年。其數巨多。望請。言上加二量件數—。練二習射戰—。將 $_{
m L}$ 係二非常—者。府加二覆審—。 $_{
m L}$ 下,陳適 $_{
m L}$ 宜。謹請二官裁—者。大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣。奉 $_{
m L}$ 初。依 $_{
m L}$ 詩。

寛平七年三月十三日」(62)

以上,編年史に係る文献では,管見の限りでは,『續日本紀』に記載されている「練_習弓馬」が初出と考えられるわけである。なお,『類聚三代格』の「太政官符」は,公文書中の事例であり,武芸に係る練習という語彙の慣用の程度を知る上で貴重な事例である。

(3) 慣用分野の多様化

練習は,平安時代から室町時代(1336-1573)にかけて,武芸を初め,多様な分野に慣用が拡大していった。その主要な若干の事例を以下に掲げる。

- ア.「手本一二返流々習知後。節資書文字正念出來。花麗姿初心時可書。練習後筋骨可書。」 (『鳥羽玉靈抄』, 1026)⁽⁶³⁾
- イ.「只初心時花麗姿書。練習後筋骨書。」,「凡欲_レ教_手習稽古-」(『金玉積傳集』, 1027)⁽⁶⁴⁾
- ウ.「凡除目は官次第を吉覚て早々書也。とくりかうくりする事見苦事也。可練習事」(富家語』, 1151 1161)⁽⁶⁵⁾
- 工.「一政事。政間事。應保元十二十五。申終剋參內。大納言殿密々相_貝中將 $_-$ 。爲 $_{\nu}$ 令 $_{\nu}$ 練 $_{\nu}$ 習射塲初賭弓等事 $_{\nu}$ - 參內 $_{\nu}$ - 給。仍予所 $_{\nu}$ - 參會 $_{\nu}$ - 也。」(『達幸故實鈔』,1172)(66)
- 才.「四月」「四日。戊戌。天晴。諸事如常。(中略)即出馬場。新笠懸輩令練習之。」(「後鳥羽院宸記」, 1214)⁽⁶⁷⁾
- カ.「平萬本奥書云。嘉祿元年二月廿三日以-左京大夫長倫朝臣本-書寫畢。奥記曰。(中略)

嘉元四年八月廿一日取 $_{-}$ 目錄 $_{-}$ 訖。凡此書朝夕所 $_{-}$ 練習 $_{-}$ 也。祠部員外郎卜兼夏」(『古語拾遺』, 807 ,嘉元四年:1306) $^{(68)}$

- キ.「練習には又打かへて」,「初段の木の練習にみえたり」,「いつれをも練習して持へし」,「是をしつくるに,庭の鞠八無下にやすし,凡身たわやかに足踏うき,左足もたやすくなり,種々の曲等これにて蹴習はる,第一之稽古これにあり,懸八さのミ八心に任て枝にあたりくせむ事有かたし,され八常にも練習せられす,(後略)」(『内外三時抄』 練習篇, 1291)⁽⁶⁹⁾
- ク.「自今日毎日一首詩作之,爲練習也」(「花園天皇宸記」,1313)(70)
- ケ.「以來就爲武藝練習之最要」(「小笠原信濃守前司貞宗申欲 依爲武勇稽古被止犬追物御制事」,1342)⁽⁷¹⁾
- コ.「只堪能に練習して,座功をつむより外の稽古はあるべからず」(『連理秘抄』,1349) $^{(72)}$ サ.「依 $_{
 m L}$ 之爲 $_{
 m L}$ 歌道練習 $_{
 m L}$ 」(『尺素往來 $_{
 m L}$,15世紀中期 $_{
 m L}$ ~後期) $^{(73)}$

上記の主要な事例から,練習の慣用分野の多様化と定着過程等について,次のような諸点を指摘することができる。

- (i) 平安時代初期の武芸を中心とする上層階級間での練習の慣用については,先に検討を 終えたが,その後,室町時代末期までの間,エ,オ及びケの事例も示すように,定着 傾向を一層強めながら慣用されていった。
- (ii) 事例ア, イ及びウから, 平安時代の中期頃以降, 練習は, 書道の分野でも慣用されるようになり, この分野での定着傾向を強めた。
- (巡)「蹴鞠」(けまり)は,B.C.2500年頃,中国で誕生し,漢代にはゲームも行われたとされており,中国との交流によりわが国に移入された「鞠」(まり)による屋外遊戯である。わが国では,古代から貴族社会で行われ,鎌倉時代(1185-1333)ごろから体系化され,飛鳥井と難波の両派が栄えた。キの事例も示すように,この「蹴鞠」学習の中でも練習が慣用された。貴族社会という一部の人たちのこととは言え,武芸と異なる身体運動学習の中で慣用されたことは,現代にも通ずるものがあり注目に値する。
- (iv)鎌倉時代から室町時代にかけて,学問の分野(カ)を初め,歌道の分野(ク,コ,サ)など,練習の慣用分野が拡大し多様化の傾向を示した。

以上のように,平安時代半ば以降室町時代にかけての練習は,主として朝廷関係者,公家や 貴族,あるいは武家等の上層階級に属する人たちによって,稽古の類義語的位置付けで多様な 分野で慣用されたのである。

(4)近世以降の慣用化の特徴 武芸等の身体運動を中心に

練習という語彙は,江戸時代(1603-1867)に入って武芸の発展とともにその使用が強められていったわけではない。各藩における武芸指導を含む諸々の教育状況とその推移等を詳細に報告している『日本教育史資料』を中心に,各藩の公文書中に使用されている練習及び類義語を調べたとき,少なくとも次の諸点を指摘することができる。

第一点は,練習という語彙の使用の少なさとその類義語彙使用の多さである。武芸の分野では,下記のア,イの事例における練習の使用はまれであり,この時期に一般化して慣用されていた稽古のほか,ウ~カの事例に見られる「修練」、「鍛練」、「修行」、「習練」、「習業」等の類義語が使用されたのである。

- ア.「文武ノ道ヲ常二心掛候儀可爲當然事附文ヲ學テ其行ヲ不省武ヲ練習スルト雖モ唯名ヲ 求ル族皆信實ノ道ニアラス」(藩主山内豊敷「布達」,高知藩,1729)⁽⁷⁴⁾
- イ.「始めて早槍を鍛練して運籌流と号く。(中略)先師隣実,此の道に入りて独り累年錬習し,心を潜め思を潭うするあり。」(運籌流木村久甫の伝書「剣術不識篇」,1764)⁽⁷⁵⁾
- ウ.「若キ者共學問武藝俄二修練難成事候間(後略)」(鹿児島藩,1706)⁽⁷⁶⁾
- 工.「武藝の儀は彌修行筋急度出精可仕候(後略)其旨相心得修行可仕候」(「輸告」,福岡藩, 1783)⁽⁷⁷⁾
- オ.「家中一統文武藝能可致鍛練所造立中付則稽古館ト名付候間如定稽古館へ罷出可致習練候」(藩主直中「書」, 彦根藩, 1799)⁽⁷⁸⁾
- 力.「弓術所(纒藁) 於矢場習業 馬術所(木馬) 於馬場習業」(「素讀日」,佐倉藩, 1841)⁽⁷⁹⁾

第二点は、練習が維新前後になって稽古以上に使用されるようになったことである。勿論、前述の類義語も慣用されてはいたが、下記のキ~サの事例に見られるように、軍隊教育とも係わって新たに「調練」、「操練」、「教練」、「演習」、「簡練」等も登場した。

- キ.「諸組銃隊稽古熟達之上は實地練習之爲追々於山中發砲調練も可被仰付旨被仰出候條此 段爲心得寄々一統可被申談候事」(「壯猶館」,加賀藩,1867)⁽⁸⁰⁾
- ク.「合武三島流水軍習練先御在國中被遊上覧ヲモ(中略)近年從公儀御觸達ノ趣モ有之傍調練ヲモ可被仰付事候總テ操練ノ儀ニヲイテ異國本朝兵制ノ異ナルヲ以用不用ノ論有之ト雖トモ(後略)」(「達」,山口藩,1850)⁽⁸¹⁾
- ケ.「教練時刻定」(山口藩, 1860)⁽⁸²⁾
- コ.「躰操は休日を除く之外日々一小時演習致し(後略)」(「小學校掟書」,静岡藩,1870)(83)
- サ.「丁打調練是迄之通り右來月二日より取極候事(四月大砲方簡練)」(「震天館諸士打込稽 古則」, 加賀藩, 1870)⁽⁸⁴⁾

第三点は、明治期(1868 - 1912)以降、近代的軍隊の創設や近代学校教育制度の導入、あるいは近代スポーツの移入など欧米文化の導入とその啓蒙と係わって、練習があたかも近代的で啓蒙的な新しい語彙のイメージをもって慣用されるようになったことであり、training、exercise、practice(英)やUbung(独)の訳語として定着していったことである。軍隊関連事例(シ~セ)と体育関連事例(ソ~ツ)の若干を挙げると、以下のとおりである。

シ.「歩兵第三聯隊八技芸粗小隊大隊正則撒兵基本体術等ヲ練習セリ。」(『陸軍省第三年報』, 東京鎮台,1878),「歩兵携帯ノ小銃其粗ナル者ヲ廃シ,現今 装二変換シ,射撃一層精微 二至ルヲ以テ軍人益々練習スル所ノ技術ヲ逞スルヲ得ベシ。」(『陸軍省第三年報』, 大阪鎮台, 1878)⁽⁸⁵⁾

- ス.「教育順次表八專ラ兵卒教育二必要ナル課目ノミヲ戴スルモ兼テ幹部ノ練習二資スヘキモノトス」(「軍隊教育順次教令」,1901),「軍醫進學ノ爲二軍醫學校二於ケル練習及軍醫學會二於ケル事業ノ他尚各師團二學術研究會ヲ組織スヘシ」(「衞生部上長官士官進學ノ方法」,1901),「修業期限八概子六箇月間トシ(中略)病院若八軍隊二於テ實務ヲ練習セシム軍隊二於ケル實務練習ノ成績八當該高級醫官ヨリ教官二通知スヘシ」(「陸軍看護學修業兵教育規則」,1901)⁽⁸⁶⁾
- セ.「水雷火練習係を置く」(『朝野新聞』, 1879.9.2.),「金剛艦は(中略)先ごろより兵学校に附して生徒の練習艦となされたれど(後略)」(『東京日日新聞』, 1881.10.19.)(87)
- タ.「馬術二練習スル人八騎馬ノ運動最良トス」(『小學養生讀本』, 1879)(89)
- チ.「体育演武場の開場式を行われたり(中略)おわって師範役なる面々の諸芸術の練習の 式あり」(『東京日日新聞』, 1882.1.14.)⁽⁹⁰⁾
- ツ.「小學兒童二授クヘキ遊戲及ヒ運動ノ方法ヲ練習セシムルヲ要ス」(「石川縣師範學校規則」, 1882)⁽⁹¹⁾

(5)類義語習練(習練,習練)

習練は、「繰り返し習うこと。稽古すること。」であり、中国の『魏志,武帝紀,注』が初出とされる語彙である⁽⁹²¹⁹³⁾。練習と習練のどちらが先に誕生をみたのかは定かではないが、ほぼ同時期に逆転現象を見せていた珍しい語彙と言えよう。

わが国では、当初、武芸と係わって練習が登場したことについては既に論じたが、同時期に 習練の登場は見られなかった。その後、三条西実隆の日記である『実隆公記』(1474 - 1536)に 「稽古習練之業御訓説以下御扶持之肝神 = 腎 候」と、稽古とともに登場したわけである⁽⁹⁴⁾。 このように、日記上に慣用されていたことは、貴族社会では既に同時期に「技芸・学問など」 の慣用語として定着していたものと考えてよいだろう。ただし、武芸と係わって文献上に登場 するのは、以下の事例のように、18世紀の初頭であった。

- ア.「一,打物,是も相手の兩刀なり(中略)急く心あれば還て喰違うて打物越なり,心持 習練にあるべし」(「柳生流新祕抄』,1716)⁽⁹⁵⁾
- イ.「面々好ム所之藝術可致習練候(中略)文事而己二不耽武藝何二テモ可致勵精事」(稽古館「條目」, 彦根藩, 1799)⁽⁹⁶⁾
- ウ.「一 武藝を學ひ候事は節儀奉公の道を闕へからさる士の本義不虞の備へ勿論の事に候 仍て家中の者共旦暮無懈怠習練いたし(後略)」(「諸藝稽古塲條令」,佐伯藩,1803)⁽⁹⁷⁾
- エ.「鉄砲頬付ヲ以テ十五間ノ的場二於テ骨法心法ヲ習練スルトテ(後略)」(森重流砲術家 森重再記都光 1831, 砲家大論義,「平常習練論」)⁽⁹⁸⁾

武芸の発展と相まって,習練は,1700年前後から稽古,修練,鍛錬等の語彙とともにその使

用頻度を高めていく。さらに,幕末から明治期へと近代化・欧米化が進む中で,以下の事例も示すように,習練は,軍隊・教育関係の分野を初め,多様な分野で慣用されていった。

- オ.「神器陣ノ儀ハ(中略)近日御歩行掛リ習練場御立寄稽古掛可被遊上覧額來早春於濱手 習練可被遊上覧候事」(「達」,山口藩,1850)⁽⁹⁹⁾
- カ.「歩兵第一聯隊八本隊ノ生兵,九年十月中小隊撒兵ノ両科ヲ習練シ,次デ諸演習モ略々熟セリ。」(東京鎮台,『陸軍省第三年報』,1878)⁽¹⁰⁰⁾
- キ.「舞跳 撃劔 騎馬などを久しく習練ふて筋力十分に神速なり」(土岐頼徳纂輯 1872, 『啓蒙養生訓』)⁽¹⁰¹⁾
- ク.「針縫ノ技タル十五六歳前二於テ之ヲ習練セザルベカラズ」(フアン カステール訳 1876 , 『童女筌』)⁽¹⁰²⁾
- ケ.「筋力ヲ養成シ兼テ軀體ヲ健康ナラシムルハ適宜ニ體動ノ諸習練ヲ爲スに在り」(宇田 川準一編述 1881 ,『小學生理訓蒙』)⁽¹⁰³⁾
- コ.「字形及運筆ノ方法ヲ授ケ生徒ヲシテ務メテ手腕ノ習練ヲ得セシメ(後略)」(「和歌山縣 師範學科授業要旨』, 1882)⁽¹⁰⁴⁾

その後,大正期(1912 - 1926)から昭和期(1926 - 1989)にかけては,習練の使用頻度は従来よりも落ちるが,国語辞典⁽¹⁰⁵⁾上では定位置を確保し続け,平成期に入ってもなおその使用が散見される。

おわりに

これまでの考察で若干の知見が得られたので、それらを以下にまとめて本稿の結語とする。

1.稽古の原義は、「古を稽える」であり、その出典は、『書経』である。また、「學習する。 練習する。」への転義は、南朝宗時代以後に生ずる。

稽古という語彙は,遺隋使や遺唐使等の中国との交流によってもたらされた漢籍を通じてわが国に移入された。原義の「稽」古」は『古事記』を,「稽古」は『類聚三代格』をそれぞれ初出としている。なお,「學習する。練習する。」意の「稽古」は,平安時代末期には慣用される。武芸という語彙は,『續日本紀』の中で登場するが,その武芸と係わっての稽古が定着をみたのは室町時代のことであった。この頃までは,上流貴族と武芸,あるいは武士と芸能との結び付きは強く,両者はともに文武両道を求め,武士は死と対決するところから修行と宗教の結び付きが強くなっていったことなどを背景に,稽古は,学問や武芸を初め,宗教,芸能等の多様な分野で慣用されることとなり,江戸期には一般庶民にまで浸透し定着していったのである。

2 . 練習の原義は ,「ある行為を上達するようくり返したり , また繰り返してある技術を身につける行為」であり ,『魏志』や『晉書』を出典としている。つまり , この語彙は , 3 ~ 7 世紀に兵馬や武芸の学習やトレーニングに係わって慣用された漢語であり , 稽古の誕生事情と若干趣を異にしている。

練習という語彙は、平安時代前期までにわが国に移入された漢籍により渡来した語彙であり、その初出は『續日本紀』と考えられる。平安時代半ば以降室町時代にかけての練習は、主として上層階級に属する人たちによって稽古の類義語的位置付けで多様な分野で慣用された。江戸期に入り、その慣用の度は類義語の多用と反比例したが、明治維新前後から以降においては、欧米文化の導入とその啓蒙に係わってあたかも近代的語感をもっている語彙としてとらえられ定着をみせる。

なお、習練という語彙は、中国において練習と同時期に逆転現象を見せて慣用された語彙なのであり、わが国では、1700年前後から慣用の度を高め、明治期の近代化・欧米化の中で多様な分野で多用される。

参考・引用文献

- (1) 諸橋轍次(1988),大漢和辞典,巻8,修訂版第8刷,大修館書店,P.611
- (2) 白川静(1996),字通,初版第1刷,平凡社,P.408
- (3) 中村幸彦·岡見正雄·阪倉篤義編(1984), 角川古語大辞典,第2巻,初版,角川書店, P.315
- (4) 日本大辞典刊行会編(1976),日本国語大辞典,第7巻,第1版第2刷,小学館,P.97
- (5) 諸橋轍次(1988),前掲書,巻8,PP.611-612
- (6) 白川静(1996), 前掲書, P.408
- (7) 日本大辞典刊行会編(1976), 前掲書, 第7巻, P.97
- (8) 大庭脩 (1997), 漢籍輸入の文化史, 初版第1刷, 研文出版, PP.25-26
- (9) 塙保己一編,太田藤四郎補(1989),続群書類従,第30輯下,雑部,訂正3版第7刷,続群書類従 完成会,(第884,「日本國見在書目錄」),PP.31-50
- (10) 倉野憲司・武田祐吉校注(1958), 古事記 祝詞,第1刷,日本古典文学大系,1,岩波書店,P.42,44 原文,43,45 訓み下し文.中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編(1984),前掲書,第2巻,P.315
- (11) 黑板勝美·國史大系編修會編(1973),日本三代實錄,前篇,普及版,吉川弘文館,P.1
- (12) 黒板勝美・國史大系編修會編(1965),類聚三代格・弘仁格抄,(新訂増補國史大系,第25巻),吉 川弘文館,P.526.日本大辞典刊行会編(1976),前掲書,第7巻,P.97
- (13) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編(1984), 前掲書,第2巻, P.315
- (14) 日本大辞典刊行会編(1976), 前掲書,第7巻, P.97
- (15) 黑板勝美·國史大系編修會編(1973),日本書紀,後篇,普及版,吉川弘文館,巻30PP.402-403
- (16) 黑板勝美・國史大系編修會編(1974),續日本紀,前篇,普及版,吉川弘文館,巻3P.20,巻5 P.46,巻8P.84
- (17) 相賀徹夫編(1988), 日本大百科全書,第20巻,初版第3刷,小学館, P.241
- (18) 高橋昌明 (1999), 武士の成立 武士像の創出, 初版, 東京大学出版会, P.35
- (19) 黑板勝美・國史大系編修會編(1973), 前掲書,巻29P.369, 371,巻30PP.402-403, P.421
- (20) 黒板勝美・國史大系編修會編(1974),前掲書,後篇,巻24P.286(天平宝字六 762 年二月十二 日)
- (21) 黒板勝美・國史大系編修會編(1973),日本三代實錄,前篇,巻17P.268(貞観十二 870 年二月 二十日)
- (22) 黑板勝美・國史大系編修會編(1974),前掲書,後篇,巻24P.289,巻36P.462,巻36P.464,巻37P.493(天平宝字六 762 年十一月三日,宝亀十一 780 年七月二十六日,延暦二 783 年四月二十八日)
- (23) 黑板勝美・國史大系編修會編(1974),日本後紀,吉川弘文館,巻21P.104(弘仁二 811 年七月 二十九日)
- (24) 黒板勝美・國史大系編修會編(1972),續日本後紀,吉川弘文館,巻8P.90,巻20P.236(承和六 839 年八月庚戌朔,嘉祥三 850 年二月十六日)
- (25) 黒板勝美・國史大系編修會編(1973),日本文徳天皇實録,吉川弘文館,巻7P.71(斉衡二 855年一月二十日)
- (26) 黑板勝美・國史大系編修會編(1973),日本三代實錄,前篇,巻18P.277,後篇,巻35P.448,巻 37P.471,巻39P.496,巻40P.505,巻50P.638(貞観十二 870 年八月二十八日,元慶三 879 年

- 三月二日,元慶四 880 年三月十一日,元慶五 881 年十一月九日,同年三月二十三日,仁和三 887 年八月七日)
- (27) 黒板勝美・國史大系編修會編(1974), 續日本紀, 前篇, 巻 3 P.20, 巻 5 P.45(慶雲元 704 年 6 月三日, 和銅四 711 年六月十四日)
- (28) 黑板勝美・國史大系編修會編(1974), 日本後紀,巻14P.63(大同元 806 年六月九日)
- (29) 黑板勝美·國史大系編修會編(1973),日本三代實錄,巻1P.7(天安二 858 年十月二日)
- (30) 黒板勝美・國史大系編修會編(1973), 日本文徳天皇實録, 巻 5 P.51, 巻 7 P.74(仁寿三 853 年 四月二十六日, 斉衡二 855 年七月)
- (31) 黑板勝美・國史大系編修會編(1974),日本後紀,巻17P.70(大同三 808 年五月三日)
- (32) 川口久雄校注(1966), 菅家文草 菅家後集, 日本古典文学大系 72, 第1刷, 岩波書店, P.114
- (33) 西尾實・鏡島元隆・酒井得元・水野弥穂子校注(1965),正法眼藏 正法眼藏隨聞記,日本古典文 学大系 81,第1刷,岩波書店,(正法眼藏,「佛性」), P.128
- (34) 西尾實·鏡島元隆·酒井得元·水野弥穂子校注(1965), 前掲書,(正法眼藏隨聞記,「一」), P.317
- (35) 久松潜一・西尾實校注(1961), 歌論集能樂論集,日本古典文学大系 65,第1刷,岩波書店,(毎月抄), P.137
- (36) 栃木孝惟・日下力・益田宗・久保田淳校注(1992),保元物語平治物語承久記,新日本古典文学大系 43,第1刷,岩波書店,(平治物語,上,「信頼・信西不快の事」),P.147
- (37) 西尾實校注(1957),方丈記徒然草,日本古典文学大系 30,第1刷,岩波書店,(徒然草,「第二百二十六段」), PP.271-272
- (38) 岩佐正・時枝誠記・木藤才藏校注(1965), 神皇正統記增鏡, 日本古典文学大系 87,第1刷,岩 波書店,(神皇正統記,「伏見 後伏見 後二條 花 園」), P.168
- (39) 塙保己一・(補)太田藤四郎編(1985), 続群書類従,第24輯下,武家部,訂正3版第6刷,続群書類従完成会,(巻703,武家部49,「書簡故實」), P.500
- (40) 後藤丹治・釜田喜三郎校注(1960),太平記 一,日本古典文学大系 34,第1刷,岩波書店,(太平記,巻12,「大内裏造營事付聖廟御事」),P.401
- (41) 久松潜一・西尾實校注(1961),前掲書,(風姿花傳,「十七八より」), P.344
- (43) 塙保己一・(補)太田藤四郎編(1984),続群書類従,第24輯上,武家部,続群書類従完成会,(巻675,「犬追物明鏡之記,第二」),P.74
- (44) 塙保己一・(補)太田藤四郎編(1984),続群書類従,第23輯下,武家部,訂正3版第6刷,続群書類従完成会,(巻669,武家部15,「佐竹宗三聞書」),P.426
- (46) 高橋昌明(1999), 前掲書, P.58
- (47) 塙保己一·(補)太田藤四郎編(1988), 続群書類従,第11輯下,公事部装束部,訂正3版第6刷, 続群書類従完成会,(巻308,「參軍要略抄下」), PP.847-848
- (48) 高橋昌明(1999), 前掲書, P.179
- (49) 高橋昌明(1999), 前掲書, P.45
- (50) 松村明監,小学館『大辞泉』編集部編(1995),大辞泉,第1版第1刷,小学館,P.2549
- (51) 高橋昌明 (1999), 前掲書, P.179
- (52) 諸橋轍次(1988),前掲書,巻1,P.1134
- (53) 白川静(1996), 前掲書, P.1653
- (54) 日本大辞典刊行会編(1976),前掲書,第20巻, P.509
- (55) 諸橋轍次(1988),前掲書,巻8,P.1123
- (56) 諸橋轍次(1988),前掲書,巻9,P.107
- (57) 白川静 (1996), 前掲書, P.735, 1653
- (58) 藤堂明保 (1978), 漢字語源辞典, 27版, 学燈社, P.554, 797
- (59) 塙保己一・(補)太田藤四郎編(1989),前掲書,第30輯下,雑部,P.37,42
- (60) 黑板勝美・國史大系編修會編(1974),前掲書,後篇,巻24P.286(天平宝字六 762 年二月十二日)
- (61) 黒板勝美・國史大系編修會編(1973),日本三代實錄,前篇,巻17P.268(貞観十二 870 年二月 二十日)
- (62) 黒板勝美・國史大系編修會編(1972),類聚三代格,後篇,弘仁格抄,新訂増補國史大系 普及版 , 吉川弘文館,巻18P.569(寛平七 895 年三月十三日)
- (63) 塙保己一・(補)太田藤四郎編(1989),前掲書,第31輯下,(巻914,「鳥羽玉靈抄」,中,P.235)

- (66) 塙保己一編(1987),前掲書,第25輯,雑部(巻452,「達幸故實鈔」第1),P.379
- (67) 增補「史料大成」刊行会編(1989), 増補史料大成 歴代宸記,第1巻,第5刷,臨川書店,P.214
- (68) 塙保己一編(1987),前掲書,第25輯,雑部(巻446,「古語拾遺」),P.12
- (69) 渡辺融・桑山浩然 (1994), 蹴鞠の研究 公家鞠の成立, 初版, 東京大学出版会, P.395, 397, 405, 406
- (70) 增補「史料大成」刊行会編(1991),前掲書,花園天皇宸記,第2巻,第5刷,P.64
- (72) 日本大辞典刊行会編(1976), 前掲書, 第20巻, P.509
- (74) 文部省編(1988), 日本教育史資料, 2, 復刻版, 鳳文書館, P.896
- (75) 武道書刊行会編(1995),新編武術叢書,全,増補版,初版,新人物往來社,P.347
- (76) 文部省編(1988), 前掲書, 3, P.276
- (77) 文部省編(1988), 前掲書, 3, P.2
- (78) 文部省編(1988), 前掲書, 1, P.383
- (79) 文部省編(1988), 前掲書, 1, P.279
- (80) 文部省編(1988),前掲書,2,P.132
- (81) 文部省編(1988), 前掲書, 2, P.687
- (82) 文部省編(1988), 前掲書, 2, P.714
- (83) 文部省編 (1988), 前掲書, 1, P.185
- (84) 文部省編(1988), 前掲書, 2, P.155
- (85) 由井正臣・藤原彰・吉田裕校注(1992),軍隊兵士,第3刷,日本近代思想大系4,岩波書店, P.204,208
- (86) 山田定次郎編(1902), 陸軍衞生制規,第5版,山田定次郎,(非売品),金沢市立玉川図書館蔵, P.424,453,466
- (87) 明治ニュース事典編纂委員会・毎日コミュニケーションズ出版部編(1986),明治ニュース事典, 第2巻,第5刷,毎日コミュニケーションズ,P.104,271
- (88) ジョーデェ・リーランドロ授,久松義典筆記(1879),體育新書,玉沽堂,凡例P.1,22,25(岸野雄三監,大場一義解 1982,近代体育文献集成,第1巻,日本図書センター)
- (89) 石阪健壯(1879),小學養生讀本,柴原宗助,P.21(岸野雄三監, 吉原瑛解 1983 ,近代体育文献 集成,第26巻,日本図書センター)
- (90) 明治ニュース事典編纂委員会・毎日コミュニケーションズ出版部編 (1986), 前掲書, P.171
- (91) 日本史籍協会編(1987), 文部省日誌, 24, 覆刻版, 東京大学出版会, P.36
- (92) 日本大辞典刊行会編(1976), 前掲書,第10卷,第1版第2刷,P.314
- (93) 諸橋轍次・鎌田正・米山寅太郎(1986), 広漢和辞典,下巻,初版第4刷,大修館, P.274
- (94) 室町時代語辞典編集委員会編(1994),時代別国語大辞典,室町時代編三,第1刷,三省堂,P.366
- (95) 広谷雄太郎編(1943), 日本劍道史料, 上崎書店, P.307
- (96) 文部省編(1988), 前掲書, 1, P.390
- (97) 文部省編(1988), 前掲書, 3, P.114
- (98) 安斎實(1989), 砲術家の生活, 生活史叢書18, 初版, 雄山閣出版, PP.35-36
- (99) 文部省編(1988), 前掲書, 2, P.687
- (100)由井正臣・藤原彰・吉田裕校注(1992),軍隊兵士,日本近代思想大系4,第3刷,岩波書店, P.204
- (101) 土岐頼徳纂輯(1872), 啓蒙養生訓, 巻 5, 島村利助, P.18(岸野雄三監, 告原瑛解 1983, 前掲書, 第24巻)
- (102) フアン カステール訳 (1876), 童女筌, 巻1, 文部省, P.518 (岸野雄三監, 大場一義解 1983, 前掲書, 第16巻)
- (103) 宇田川準一編述 (1881), 小學生理訓蒙,同盟社, P.8(岸野雄三監, 吉原瑛解 1983, 前掲書, 第26巻)
- (104) 日本史籍協会編(1987), 前掲書, 25, P.86
- (105) 落合直文(1929), 改修言泉,第3巻,大倉書店,P.1982.新村出編(1960), 広辞苑,第1版第1刷,岩波書店,P.1020.大槻文彦(1966),新言海,第1版第17刷,日本書院,P.798